Ⅳ　良好な都市環境の創造

⑧景観

豊かな自然環境に恵まれた都市環境を継承･発展させ、
魅力的な都市景観へと高めます。

現状と課題

鎌倉は、多くの歴史的遺産と豊かな自然がとけあって、風格ある古都の景観を醸し出しています。

景観はまちの顔であり、生活や事業を営む上で環境の重要な要素です。

先人たちが創りあげてきた都市景観をさらに魅力的な都市景観へと高めていくため、市では平成 6 年（1994 年）に鎌倉市都市景観形成基本計画を策定し、さらに平成 7 年(1995 年)に鎌倉市都市景観条例を制定するなど、市独自の制度による都市景観の形成に取り組んできました。

その後、平成 16 年（2004 年）6 月の景観法制定を受け、平成 19 年（2007 年）１月に市全域を対象とした鎌倉市景観計画を策定するとともに、これに合わせて鎌倉市都市景観条例を改正し、景観法に基づく景観行政を推進しています。さらに平成 20 年（2008 年）３月には鎌倉駅及び北鎌倉駅を中心とした市街地約 232ha を景観地区に指定し、よりきめ細やかに景観形成を図っています。

また、景観形成は、行政だけではなく、市民・NPO・事業者の参画と協働が重要であることから、かまくら景観百選の選定、親子景観セミナーや景観づくり賞の実施など市民意識高揚のための普及啓発や市民活動支援などにも取り組んできました。

今後は、地区レベルの景観形成の支援制度の充実を図りながら、市民・NPO・事業者の参画と協働による景観形成の取組をさらに成長・発展させていきます。

■景観形成地区の指定状況

	地区の名称	景観形成の方針等		地区の名称	景観形成の方針等
1	由比ガ浜通り（下馬～六地蔵）景観形成地区	・安全で快適な歩行空間づくり ・魅力的な建物づくり ・品のあるにぎわいの演出 ・歴史的資産の保全と活用	3	鎌倉芸術館周辺景観形成地区	・建物色彩の周囲との調和 ・オープンスペースや敷地内の緑化 ・道路、ストリートファニチャー等色彩の配慮 ・広告物の周辺との調和
2	浄明寺胡桃ヶ谷（住友）景観形成地区	・ゆとりある住宅地環境の維持、向上 ・建築物の色彩配慮 ・建物用途の混在防止 ・敷地内及び接道部の緑化 ・広告物等や自動販売機の制限	4	由比ガ浜中央景観形成地区	・にぎわいの演出 ・歴史的資産の保有と活用 ・広告物の周辺との調和 ・安全で快適な歩行空間の確保

資料：鎌倉市

目標を達成するための指標

景観形成の詳細なルールを定めている地区の指定	平成 27 年度(2015 年度)までに４地区
市民・NPO による景観形成組織の育成	平成 27 年度(2015 年度)までに２組織
違反屋外広告物の除却	屋外広告物法に基づく未申請物件数をゼロ（平成 27 年度(2015 年度)までに 87 件以下）
風致地区の指定拡大	指定拡大

施策の体系

１　良好な都市景観形成の誘導

- 景観法を活用した景観形成（景観計画運用、まちづくり諸制度の見直し・体系整理等）
- 地区プランの策定による戦略的な景観形成（地区プランの策定）
- 景観資源を核とした景観形成（かまくら景観百選の活用、歴史的建造物の活用等）

２　都市景観形成事業の推進

- 快適なみちづくり
- 水辺の環境づくり
- 緑のまちづくり
- 魅力的な建物づくり

３　市民、事業者への啓発、支援

- 景観づくり賞の実施
- シンポジウム、講演会の開催（親子景観セミナー・連続講座の開催等）
- 市民活動の支援（市民・NPO による啓発活動の支援等）

■風致地区の指定面積　(p.45⑥歴史的遺産　参照)

風致地区の指定面積　約 2,194ha

景観重要建築物等 指定第１号　鎌倉文学館(旧前田家別邸)

景観重要建築物等 指定第２３号　東勝寺橋

施策の展開

１　良好な都市景観形成の誘導

【 】内は各施策の進捗指標

事業名	各主体の役割と施策		担当課
①景観法を活用した景観形成（景観計画運用、まちづくり諸制度の見直し・体系整理等）	市民	・自らが景観形成の主体であることを認識し、鎌倉の景観づくりへの理解を深めるとともに、積極的な参画に努めます。	都市景観課
	事業者	・自らが景観形成の主体であることを認識し、鎌倉の景観づくりへの理解を深めるとともに、積極的な参画に努めます。	都市景観課
	市	・景観計画等を運用し、良好な都市景観形成を推進します。	都市景観課
②地区プランの策定による戦略的な景観形成（地区プランの策定）	市民	・積極的に地区レベルの景観づくりに参画します。	都市景観課
	事業者	・積極的に地区レベルの景観づくりに参画します。 ・屋外広告物を設置する際、周辺景観との調和に配慮します。	都市景観課
	市	・景観的な配慮が求められる地区などに景観形成の考え方や景観資源を明らかにした地区プランを策定・提示します。 ・景観計画及び景観地区における建築物の形態意匠の制限や高さの最高限度などの基準に基づき、建築物等の良好な景観誘導をします。 ・屋外広告物の適切な規制と誘導を図ります。	都市景観課 都市景観課 都市景観課
③景観資源を核とした景観形成（かまくら景観百選の活用、歴史的建造物の活用等）	市	・景観重要建築物等や地域景観資源となる工作物や樹木などの保全と活用のための支援を行います。 【景観重要建築物等の指定件数累計】 ・かまくら景観百選の普及啓発に努めます。 ・旧華頂宮邸の保存と活用の方向性を確定します。	都市景観課 都市景観課 都市景観課

２　都市景観形成事業の推進

【 】内は各施策の進捗指標

事業名	各主体の役割と施策		担当課
①快適なみちづくり	市民	・行政と協働で、道路沿いでのポケットパークやオープンカフェなどの創出に参画します。	各道路管理者
	事業者	・行政と協働で、道路沿いでのポケットパークやオープンカフェなどの創出に参画します。	各道路管理者
	市	・特に魅力的な景観形成が求められる道路の無電柱化を道路管理者及び事業者等とともに推進します。　【路線数】 ・道路管理者と協議し、道路空間の魅力を高める、ストリートファニチャーの整備を検討します。	道路整備課 都市景観課
②水辺の環境づくり	市民	・水辺の環境の維持や緑化を進めます。	河川課
	事業者	・水辺の環境の維持や緑化に努めます。	河川課

③緑のまちづくり	市民	・敷地内の緑化に努めます。	
	事業者	・敷地内の緑化に努めます。	
	市	・街路樹などの緑化に努めるよう配慮します。 ・市民や事業者等が住宅、店舗、事業所及び駐車場等の接道部を緑化する場合、その経費の一部を補助します。（再掲） ・公園・緑地の整備を進めます。	道路整備課 みどり課 公園海浜課
④魅力的な建物づくり	市民	・建物等の形態意匠を景観に配慮したものに努めます。	都市景観課
	事業者	・建物等の形態意匠を景観に配慮したものに努めます。	都市景観課
	市	・公共建築物の改修や設置に際しては、景観形成の先導的役割を果たせるよう配慮します。　【景観地区指定】【指定地区数累計】	都市景観課

３　市民、事業者への啓発、支援

【 】内は各施策の進捗指標

事業名	各主体の役割と施策		担当課
①景観づくり賞の実施	市	・景観づくり賞の継続的な実施により、景観形成に貢献する市民・事業者の活動を顕彰するとともに、景観に対する市民の意識の向上をめざします。	都市景観課
②シンポジウム、講演会の開催（親子景観セミナー・連続講座の開催等）	市	・市民や NPO 等との協働による講演会の開催のほか、若年層を対象としたセミナーの開催などを継続的に実施します。 【開催数】【参加人数累計】	都市景観課
③市民活動の支援（市民・NPO による啓発活動の支援等）	市民	・ごみ排出のルールとマナーを守り、景観の維持に努めます。	資源循環課/ 環境保全課
	滞在者	・ごみは持ち帰り、景観の維持に努めます。	環境保全課
	市	・市民等による落書き消去活動等まち美化活動を支援し、まちの美観に対する啓発を推進します。 【まち美化キャンペーンの実施回数】 【まち美化奨励金の交付率実施回数・参加人員】	環境保全課

⑧景観

国の施策等	県の施策等
・美しい国づくり政策大綱 ・景観法 ・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく歴史的風土の保存	・屋外広告物条例に基づく屋外広告物の規制 ・歴史的風土特別保存地区の指定拡大 ・特別保存地区内の土地の買い入れ ・都市計画法に基づく風致地区の指定

主な環境施策

景観計画の推進　～良好な都市景観形成の誘導～

美しい景観づくりは、まちづくりをすすめる上での重要な課題です。

「鎌倉市景観計画」は、景観法に基づく法定計画で、鎌倉の魅力ある景観づくりを実現するために必要な都市景観の形成に関する総合的な方策を示したものです。

■鎌倉市景観計画の基本理念と基本目標

基本理念

(1)　日本を代表する歴史的都市としての発展
(2)　固有の文化を育んできた原風景の継承
(3)　自然と調和した親しみのある都市空間づくり
(4)　風格を保ち生き生きとした生活創造都市の確立
(5)　環境にやさしい薫風の都市づくり

基本目標

(1)　自然環境と歴史的遺産が融和した都市景観の形成
(2)　ヒューマンスケールの都市景観の形成
(3)　地域の個性を尊重した風格ある都市景観の形成
(4)　新しい時代にこたえる生き生きとした都市景観の形成
(5)　心を豊かにする都市景観の形成

資料：「鎌倉市景観計画」（平成 19 年）

＊古都景域
市街地における歴史性をふまえた都市景観の形成と、谷戸、丘陵地における歴史的風土の保存を有機的に結びつけ、全体として歴史的都市美観を創りあげていくことをめざします。

＊都市景域
史跡や文化財などの歴史的資源に配慮しながら都市の活力と快適性を備えた魅力ある都市景観の形成をめざします。